

● 規程改正の概要

要 旨	雇用保険法の一部改正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構職員が退職後失業している場合には、雇用保険法による失業等給付程度の給付を保障する必要があるため、退職手当の額が、雇用保険法の適用を受けていたとしたならば支給された失業給付の額を下回っている場合に、退職手当としてその差額を支給している。（失業者の退職手当） ○ 平成29年3月、雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険の失業等給付の拡充が行われた。（平成29年4月1日施行） ○ このため、失業者の退職手当について、雇用保険法と同様の改正を行う必要がある。 <p>2 規程改正の内容 雇用保険法の改正に合わせ、以下のとおり改正する。</p> <p>(1) 失業者の退職手当の延長給付に関して新たに規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況により就職が困難な者又は震災等により離職した者を対象に、手当の給付日数を延長。 ・厚生労働大臣が指定する雇用情勢が厳しい地域に居住する者を対象に、手当の給付日数を延長。ただし、平成34年3月31日までを期限とする。 <p style="margin-left: 40px;">※雇用情勢が厳しい地域：現在は、北海道紋別、青森県五所川原が指定</p> <p>(2) これまで、公共職業安定所の紹介により就職する者のみが移転費の支給対象であったが、地方公共団体または職業紹介事業者等の紹介による者も支給対象とする。</p> <p style="margin-left: 40px;">※移転費：紹介された職業に就くため、又は指示された公共職業訓練等を受けるため住所・居所を変更する場合に要する交通費等</p>
施行期日	<p>平成29年6月26日から施行する。</p> <p>ただし、2(1)は、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>2(2)は、平成30年1月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表（平成29年4月1日適用）

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合は、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として第25条の2第1項で定める者</u> <u>いづれかに該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>ロ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として第25条の2第2項で定める者に該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合は、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>一 略</p>

第25条の2 第17条第10項第2号イに規定する雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

二 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者
退職職員（退職した第1条に規定する職員（第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者
退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者
退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 第17条第10項第2号ロに規定する雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者は、前項第2号に定める者とする。

附 則

第3条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第17条第

附 則

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表（平成30年1月1日施行）

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 略</p> <p>12～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 公共職業安定所</p> <hr/> <p>の紹介した職業に就くため、又は理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 略</p> <p>12～17 略</p>